

News Paper



ビキニ市民ネット焼津・かまぼこ屋根の会パネル展示



2・24青山集会で演奏する
カテリーナさん



ビキニ・デー集会にて



即時停戦の実現を!

ロシア・ウクライナ戦争が始まって2年。これほど長く続くと思われていなかった戦争の惨禍が終わらない。一度振り上げてしまった拳を下すことができずにいる。拳を下すのに理由を探す必要などなく、過ちを認める勇気こそ必要だ。

アメリカによる水爆実験により、日本のマグロ漁船「第五福竜丸」が被ばくをして70年。地元焼津市民のみなさんが、実験の舞台となったマーシャル諸島の住民と交流を行った報告がビキニ・デー集会の中であつた。その映像と音楽、そこに写し出される人々。

戦争や核兵器は、平穏に暮らすことを望む市民の生活を破壊する。私たちはこれまで幾度となく繰り返されてきた光景に、決して慣れることなどできない。

何度でも繰り返し訴えたい。「命が大事・命を守ろう・戦争いらない・核兵器なくそう」

もくじ

- 「珠洲になくて良かった」という過去形の話にしたい
- 志賀原発を廃炉に! 訴訟原告団 北野進さんに聞く…2
- 2024 教科書検定、歴史教科書を考える……………4

- 経済安保版・秘密保護法案の問題点……………5
- 被災 70 周年 3.1 ビキニ・デー全国集会報告……………6
- 国に任せられない緊急事態!……………8

「珠洲になくて良かった、志賀原発も止まっていた良かった」 という過去形の話にしたくない

志賀原発を廃炉に！訴訟原告団 原告団長 北野進さんに聞く



きたの すずむさん プロフィール 珠洲原発反対運動に関わり31歳から石川県議を3期務める。その後、石川県平和運動センター事務局で平和運動に携わり、2011年から2期珠洲市議を務める。

—志賀原発訴訟は、現在どういう段階にあるのですか。

福島事故の翌年2012年6月に提訴し、41回の口頭弁論を経ました。56本の準備書面を提出していますが、いまだ結審の見通しが立っていません。その原因の一つは北陸電力（以下、北電）の訴訟引き延ばし方針。もう一つは裁判所の行政追従の姿勢です。提訴した翌月に敷地内を走る断層が活断層ではないかとの指摘が専門家からありました。そこで原子力規制委員会は有識者会合を設置し、活動性についての審査が行われ、5人の委員が全会一致で「活断層の可能性否定できず」との評価書をまとめました。その後、規制委は志賀2号機の新規制基準適合の審査に入り、裁判所は2018年、敷地内断層の評価について、「原子力規制委員会（以下、規制委）の判断を待つ」という方針を打ち出しました。私たちは司法の責任放棄だと批判しましたが、ここから訴訟は事実上塩漬け状態になりました。その後、昨年3月に、規制委は結論をひっくり返して「活断層ではない」としました。我々はこの結論を批判し、当然訴訟の中でも反論を展開していきますが、一方で訴訟は再び動き出すことになりました。改めて言うまでもなく、志賀原発の危険性は敷地内断層だけでなくたくさん問題点があります。今回の地震を受けて、当初から主張してきた地震や避難計画の問題点などの主張をさらに補強していかなければなりません。

—引き延ばしたせいで地震にあったとも言えますね。

私たちは、規制委の「敷地内断層は活断層ではない」という判断によって北電は結審を主張するのではないかと考えていました。しかし北電は適合性審査の最終的な結論を踏まえ結審すべきとの立場を表明しました。規制委の適合性審査合格の判断を受け、さらに再稼働という既成事実の下での判決がベストだという考えがあったのだと思います。結果的に今回の地震で訴訟を巡る情勢も大きく変わることになりました。

—裁判所も慎重になりますか。

これからの主張に関わることで、裁判所は敷地内の断層について規制委の判断を待つとしてきました。ところが今回、周辺断層について、規制委が想定していないところまで断層が動きました。規制委追従の裁判所も苦しいところではないかと思います。

—今回の地震により、原発に対する地元住民・県民・行政、経済界の意識の変化は感じますか。

石川県の状況は、まだ被災者の命をつなぐという状況で、インフラも水道を中心に復旧が遅れています。避難生活者も多く、私たちは原発の議論に踏み込んでいません。県もけしからんのですが、災害対策本部では一切志賀原発について触れません。北電からの情報発信には間違いも多く、施設や機器のトラブル・損傷も相次ぎましたが、県民の中で話題にならないようにしているとしか思えません。大きな変化はこれからです。

周辺住民は毎年原子力防災訓練に参加していますが、今回の震災で避難計画が役に立たないことを痛感しています。最初から反対していた人だけでなく、中間的な人や、やや電力側の立場を取っていた人も不安を感じるのは当たり前だと思います。これまで口の重かった周辺住民が、マスコミ取材に答えてはっきりと不安を口にしています。

県全体の意識は把握しにくいですが、金沢でも激しい揺れがあり住宅の倒壊や道路の損傷も多くありました。原子力災害が重なったら大変なことになったと、我がこととして感じた人も多いのではないのでしょうか。

行政からの発言はまだ少ないです。昨年12月の志賀町長選で初当選を果たした稲岡健太郎新町長は、選挙期間中は「再稼働は必要」との姿勢を明確にしましたが、地震の後、「全町民を受け入れる施設が必要。安全性のアピールも難しい」とニュアンスが変わりました。全町民が避難できる放射線防護施設の建設は容易ではないと思いますが、楽観はできません。志賀町長は若い頃から志賀原発と共に生きてきました。原発のない志賀のイメージを持ってないのです。頃合いを見て、ぜひ意見交換をしていきたいと考えています。

—志賀町議の中の反対者は。

12人の中ではっきり反対は2人、中立的な人も1

～2人です。

県知事は再稼働に期待していました。重大事故で避難ルートが通行止めになったときどうするかという問いに「政府側と連携を密にしたい」と答えています。原発回帰を明確にしている岸田政権と連携を密にしているのでしょうか。避難計画は成り立たないという今回の震災の教訓を伝えていくことが立地県知事の責務だと思います。県と周辺自治体ではこれから3月議会が始まるので、どんな論戦が展開されるか注目しています。各市町村長は深刻に受け止めていると思います。震災対応が落ち着いた段階で意見交換を進めていきたいと考えています。

経済界からの発言は聞かれません。北電の社長が記者会見で「志賀原発は安全上問題なかった。重要性は変わらない」と発言している中で異論を唱えにくいかもしれませんが、事故が起これば一次産業や観光業界を中心に石川の経済全体が大変なダメージを受けることは明らかです。声を上げる経済人がいないことは残念です。

一今回の地震をきっかけとして、地元の皆さんに原発の廃炉を訴えていくためには、どのようなことがポイントになるでしょうか。

珠洲になくて良かった、志賀原発も止まっていた良かったという過去形の話にしたくない。今回の震災から教訓をしっかりくみ取っていききたいと思います。

実は私たち石川県民は、石川は災害が少ない土地だと子どものころから習ってきました。冬にはときどき大雪こそあるけれど、台風が来ない、洪水がない、地震がないと安全がすり込まれてきました。しかし、奥能登では群発地震が3年前から続いています。一昨年、去年とだんだん大きな地震になってきました。そして今回の大地震です。さらに次の大地震の引き金となるのではとの専門家の指摘もあります。志賀原発周辺に活断層がたくさんあることは、志賀原発1、2号の建設当時には確認されていませんでした。残念ながらいまや志賀原発周辺、そして能登半島周辺には巨大地震が想定される活断層が何本も確認されています。そういうリスクがあるのなら再稼働はだめでしょうということを広く訴えて行かなければなりません。万が一、再稼働して地震が来たときには志賀原発は耐えられるのでしょうか。今回の地震で志賀原発は震度5強でしたが多くの損傷がありました。避難計画の破綻も明らかになりました。首長に加え自治体議員への働きかけも大事だと思っています。

志賀町で震度7と聞いてびっくりしました。原発立地自治体で震度7は初めてのことです。防災計画では震度6以上で警戒態勢になります。大津波警報も発令されています。それも警戒態勢の基準になります。今回、震度7の地震で防災計画は初動から破綻することが明らかとなりました。職員召集もできません。モニタリングポストも故障しました。こうした場合は

可搬型モニタリングポストを設置することになっていきますが、道路がこんな状況では運べません。116基のモニタリングポストのうち18基でデータを送れなくなりました。

再稼働を止めるのは容易なことではありませんが、こういう現実がある中で自治体は住民を守るのか、今の段階では到底住民を守れない、再稼働できないという合意を自治体の中で形成していきたいと思えます。

一全国のすべての原発に共通する課題として今回の事態を「活用」していくために、何をポイントにしていけばいいとお考えでしょうか。またそのために、どのようなとりくみが有効とお考えでしょうか。

全国の皆さんが、能登の教訓をくみ取って原発推進政策反対の運動を前進させていこうという動きを感じます。一方、各地で再稼働に向けた動きも止まっています。それぞれの地域の皆さんが今度の地震の教訓を学んで、それぞれ止めていこうという運動が広がっているということは心強いことだと思います。石川の取り組みは後れを取っています。これからはがんばらなければなりません。

一規制委は無責任で自治体に責任を押しつけます。

自治体が「避難計画は無理だ、作らない」と言ったら、規制委は自治体の責任放棄だと脅します。自治体は住民を守るため、絵にかいた餅の避難計画をつくるのではなく、原発を追い出さなければなりません。自治体の責任は重大です。住民を守ることを一緒に考えていくことが必要です。

自治体職員は最前線に立たされ、被曝のリスクを負います。消防、警察も大変です。今回の地震では地域が壊滅状況で全国から消防車、救急車、レスキュー関係者が救える命を1人でも救おうと駆けつけてくれました。地元の消防隊員らはほぼ全員が被災者です。災害があれだけ大きくなると、地元だけでは対応できません。そこに原発事故が重なれば孤立無援となります。

このままでは福島で経験した原発震災がくり返されてしまいます。避難も屋内退避もできず、もっと悲惨な原発震災となるかもしれません。福島後、原子力災害対策指針が策定されましたが、住民の被曝をゼロにするとは書いてありません。「軽減する」だけです。国も電力業界も開き直っています。それを自治体の担当者も住民も知りません。避難計画は明らかに破綻していますが、規制委は住民の被曝を前提に、基本的な考え方は変えないとしています。

一連の群発地震と能登半島地震は地震学の限界を改めて明らかにしました。地震学の限界を自覚しない規制委の危険性も明らかになりました。自治体とは連携を迫る、一方で規制委、そしてその背後にある岸田内閣とは全面对決していかなければなりません。

2024 教科書検定、歴史教科書を考える

フォーラム平和・人権・環境 代表 藤本泰成

それがほろ苦いものであれ、嬉しく楽しいものであれ教科書は、就学年齢の満6歳を迎えると誰でも出会うものです。しかし、大人になればほとんどが振り向きもしないのではないのでしょうか。すっかりと忘れ去られるのが教科書であり、無償で配布される教科書は、3月末か4月初め、資源回収に並ぶ運命にあります。しかし、教科書、特に歴史教科書は、その国のあり方を示しています。

戦前、日本の歴史教科書は、国が定める「国定教科書」でした。国定教科書の内容は、天皇の神格化と教育勅語の「一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」とする国家主義を国民に強要する内容で、戦後の新憲法の下でそのあり方は国会決議をもって否定されました。文科省は、新しい戦後の教科書検定制度について「教科書の著作・編集を民間に委ねることにより、著作者の創意工夫に期待するとともに、検定を行うことにより、適切な教科書を確保することをねらいとして設けられている」として、全国的な教育水準の維持向上、適正な教育内容の維持や教育の中立性の確保を目的として、指導要領に基づいて「教科用図書検定調査審議会」の議論を経て販売を認めるとしています。その後、各教育委員会（単独または複数）の採択委員会の議論を経て各採択地区ごとに（高校は学校ごとに）採択されます。

教科書は、学者、教育関係者などの専門家が執筆し、歴史教科書などにはその時々々の学問的成果が反映されて作られるものと理解します。「適正な教育内容の維持」「教育の中立性の確保」が検定の目的ならば、専門家の意見は尊重されるべきと考えますが、現在の検定はそのようにはなっていません。

1997年、「教科書が日本を不当に悪く描いていたのを改め、子供（原文ママ）たちが日本に誇りを持つ教科書で学べるようにする」ことを目的にして「新しい歴史教科書をつくる会」（以下つくる会）が発足し、連動して自民党内には、中川昭一会長、安倍晋三事務局長をもって「日本の前途と歴史教育を考える若手議員の会」がつくられました。つくる会組織は分裂しながら「扶桑社」「育鵬社」や「自由社」から、歴史修正主義に基づき侵略戦争と植民地支配の加害の事実を隠蔽する教科書を発行し、自民党などはその採択を求めて政治的運動を展開してきました。そのような中で2000年以降、加害の歴史は、その記述を大きく後退させることとなりました。2014年には教科書検定基準が大きく変えられ、閣議

決定などの政府統一見解を教科書に記述するようになりました。

尖閣諸島（中国名：釣魚群島）や竹島（韓国名：独島）などの両国間で主張の異なる領土問題では、一方的に政府主張を記載する。植民地であった朝鮮半島出身者の強制連行・強制労働は、日本における国家総動員法に基づく「徴用」と同様にする。従軍慰安婦の記述には「強制はなかった」と記載させるなど、政府・自民党の主張に沿った記述内容となっています。

これまでの学問的成果を否定し、歴史をねじ曲げて自らの過去の過ちを隠蔽しようとする姿勢は、東アジア諸国からどのように見られるのでしょうか。このような姿勢で、信頼を築き上げることができるとは考えられません。一方で、将来このアジアで多くの国々の仲間と共に活躍しなくてはならない子どもたちにとって、教科書で学んだこの虚構の歴史がどんな影響を生むのか、私たちはそのことに目を向けなくてはなりません。虚構の歴史が、決してお互いの信頼を生むことはないのです。そのことを考えなくてはなりません。

平和フォーラムが、そして様々な仲間が、つくる会系の教科書採択を止めるようとりくんできました。2011年に初めて採択された育鵬社の歴史教科書は、採択数を伸ばしてきましたが、2021年度に採択数を大きく減らしました。自由社の歴史教科書に至っては、誤りがあまりにも多く検定不合格となりました。育鵬社の歴史教科書は、横浜市、大阪市、神奈川県藤沢市など16の採択地区で不採用となり、新規採択は下関市のみで、全国で10採択地区に限られました。市民運動の大きな成果だと思います。

2024年は、中学校用教科書の採択の年にあたり、前回大きく採択数を減らしたつくる会系の教科書の巻き返しが予想されます。自民党や日本維新の会などの政党や日本会議などの動向にも目を向けなくてはなりません。同時につくる会系以外の教科書記述にも目を向けなくてはなりません。

今年6月以降、各地で教科書展示会が開催されます。国のあり方を示す教科書の記述に目を光らせ、また、再びつくる会系教科書の台頭を許さないように、しっかりと意見反映に努めていきたいと思えます。（ふじもと やすなり）

経済安保版・秘密保護法案の問題点

弁護士 海渡双葉

【参考】いわゆる「セキュリティ・クリアランス」について

1 2022年成立の経済安保法

2022年5月11日に、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（経済安保法）が成立しました。この法律は、①特定重要物資の安定的な供給の確保、②基幹インフラ業務の安定的な提供の確保、③先端的な重要技術の研究開発の官民協力、④特許出願の非公開の4本柱で構成されています。

法の根幹に関わる「経済安全保障」そのものに定義がなく、多くの重要概念が政令、省令、政府の定める基本方針に委ねられ、規制される内容が法律だけを見ても分からないのが特徴です。

2 経済安保版・秘密保護法案が今国会に提出

さらに、政府は、「経済安全保障分野におけるセキュリティ・クリアランス制度等に関する有識者会議」の最終とりまとめを受け、今年2月27日、「重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案」を閣議決定し、国会に提出しました。

しかし、本法案の本質は「経済安保版・秘密保護法案」であり、以下のように重大な問題が多々あります。

まず、本法案は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「重要経済安保情報」として指定します。しかし、その範囲は抽象的で、極めて広範かつ不明確であり、恣意的な秘密指定の危険があります。

そして、本法案は、重要経済安保情報の漏えいについて5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金刑を設けています。しかし、構成要件が不明確であり、罪刑法定主義の観点からも問題があると言わざるを得ません。情報を取得する行為についても、5年以下の拘禁刑、500万円以下の罰金という重い刑罰を設けています。漏えい又は取得行為について共謀・教唆・煽動した者も処罰対象としています。ジャーナリストや市民が情報を取得しようとする場合に萎縮効果が生じ、知る権利を侵害するものです。

しかも、政府説明によると、経済安保の機密性が特に高い情報の漏えいについては既存の特定秘密保護法を適用（10年以下の拘禁刑）となるとされています。特定秘密保護法を、法改正さえ経ずに、運用だけで拡大適用するというのです。

また、特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象でしたが、本法案ではサプライチェーンや基幹インフラに関与する多数の民間事業者が適性評価の対象となることが想定されています。本法案の適性

- いわゆる「セキュリティ・クリアランス」とは、国家における情報保全措置の一環として、**政府が保有する安全保障上重要な情報として指定された情報に対して、アクセスする必要がある者のうち、情報を漏らすおそれがないという信頼性を確認した者**の中で取り扱うとする制度。
- ①政府としての重要な情報を指定し、②政府の調査を経て信頼性の確認を受けた者の中で取り扱うという厳格な管理や提供のルールを定めた上で、③漏えいや不正取得に対する罰則を定めるのが通例。
- 我が国では、セキュリティ・クリアランス制度を規定している法律として、特定秘密保護法がある。

①情報指定

政府が保有する安全保障上重要な情報を指定



③罰則

漏えいや不正取得に対する罰則



②情報の厳格な管理・提供ルール

- ・ 情報を漏らすおそれがないという信頼性の確認（セキュリティ・クリアランス）を得た者の中で取り扱う
- ・ 信頼性の確認にあたっては、政府が調査



個人（行政機関の職員、民間事業者の従業員）に対するセキュリティ・クリアランス



民間事業者に対するセキュリティ・クリアランス（施設・組織の信頼性）

（政府の法案説明資料より引用）

評価制度により、秘密を取り扱う評価対象者がセンシティブな情報を開示させられるだけでなく、その家族、同居人も調査対象となり、プライバシーが侵害されるおそれがあります。

なお、適性評価を受けるに際して本人から同意を得るとされていますが、これを拒めば、企業等が取り組む研究開発や情報保全の部署から外されたり、企業等の方針に反するものとして人事考課・給与査定等で不利益を受けたりする可能性も否定できません。

これらの危険や不利益を避けるためには、秘密指定や適性評価が適正になされているかをチェックするための政府から独立した第三者機関が必要不可欠ですが、本法案にはそれも盛り込まれていません。それどころか、特定秘密保護法では特定秘密の指定状況に関する国会報告が規定されていましたが、本法案ではそれが規定されず、秘密が恣意的に拡大するおそれがより高いと言わざるを得ません。

3 まとめ

政府は本法案により国際共同開発のビジネスチャンスが得られるかのように主張していますが、兵器の共同開発、武器輸出が持つ問題点こそ、きちんと論じられるべきです。

何より、本法案の狙いは、日本経済の国家統制を強化し、軍産学共同の軍事国家化を進め、経済分野でも「戦争ができる国作り」を進めるということにあります。

戦争は秘密から始まる。「経済安全保障」という分野を広く秘密のベールで覆い、一般市民は前提となる情報が得られず、経済安全保障について物を言えなくなってしまいます。政府や、政府からお墨付きを得た「専門家」の言う安全保障に関する判断について、検証もできない社会になってしまいます。

（かいどふたば）

被災 70 周年 3.1 ビキニ・デー全国集会報告と 今後の原水禁運動の展望

原水禁事務局長 谷雅志
原水禁事務局次長 山本圭介

集会報告

原水禁は3月1日、静岡市・静岡商工会議所静岡事務所会館ホールで「被災 70 周年 3.1 ビキニ・デー全国集会」を開催し、全国から約 180 人が参加しました。

あいさつの後、中村桂子さん（長崎大学核兵器廃絶研究センター《RECNA》准教授）から「核兵器廃絶に向けた世界の動きと私たちの課題」と題した講演を受けました。

世界に核弾頭は 1 万 2520 発存在し（2023 年 6 月現在）、冷戦期以降、数としては減少してきたものの高性能化がすすむなど、むしろ核軍拡の状況を呈しています。膠着した厳しい現実があるいっぽうで、核軍縮をめざす「新しい風」のきざしがあり、その大きな原動力としての核兵器禁止条約（TPNW）が持つ意味について解説されました。核保有国ではなく非核保有国の国と市民社会が主導してきたことに特徴があり、核兵器と核兵器への依存を「悪」として世界の常識そのものを塗り替えていくことを構想しているものであること、核兵器の「非人道性」にフォーカスされており、2053 回にもおよぶ核実験で被害を被ってきたヒバクシャの多くが植民地や先住民など弱い立場の人びとであり、これらの被害の回復を義務付けるものであることをポイントとして指摘。とりわけ核の傘の下にある国による被害（加害）の問題などにコミットしようとする動きも紹介されました。そして核兵器は持続的な未来をもたらさうものなのか、根源的に考え直す絶好のチャンスだと述べました。

次に、大内由紀子さん（Connect Hiroshima）から TPNW 第 2 回締約国会議派遣報告を受けました。広島出身で元・高校生平和大使として核兵器廃絶にとりくんできた経過、第 1 回締約国会議にも参加するなかで交流した海外の人びとに刺激を受け、日本政府が TPNW へのオブザーバー参加を求める署名を展開し 4 万 3288 筆を外務省へ提出してきたことを説明。昨年ニューヨークで開催された第 2 回締約国会議には市民社会の枠で発言したほか、さまざまな集会や交流イベントにも参加。さらに第 3 回（2025 年 3 月予定）に向け日本政府への働きかけを準備していることが報告されました。

続いて、ビキニ市民ネット焼津・かまぼこ屋根の会の秋山博子さんと杉本智子さんが、2003 年以降焼津の地で継続してとりくまれてきたことを紹介。第五福竜丸の漁労長だった見崎吉男さん（2016 年逝去）の想いを背負ってマーシャル諸島を訪問し、

核被害の調査と現地の人びととの交流を行った際の映像を上映しました。また、会場内ではパネル展示なども行われました。

発言の最後には静岡選出の高校生平和大使（第 26 代）の中野愛子さん、渡邊楓花さん、東井上遥華さんが登壇しました。それぞれの核兵器廃絶に向けた思いについて発言し、静岡の特徴的なとりくみの報告として、マーシャルの若者との交流活動を継続していること、その一環で現地の 3・1 式典に、3 人のビデオメッセージを送ったことが報告されました。

本集会に川勝平太さん（静岡県知事）、難波喬司さん（静岡市長）、中野弘道さん（焼津市長）、市田真理さん（公益財団法人第五福竜丸平和協会事務局長）、ジャストン・カイル・ジャモアさん（マーシャル諸島短期大学学生、REACH-MI 代表）からメッセージが寄せられました。集会の最後に、静岡県平和・国民運動センター副会長の田中洋佑さんが集会アピールを読み上げて提案、全体で確認して採択しました。

3 月 2 日は久保山愛吉さんのお墓のある焼津市・弘徳院で墓前祭を開催しました。金子哲夫・共同議長と地元・志太平和フォーラム代表の中山亜樹彦さんがあいさつ。参加者全員で久保山さんのご冥福をお祈りし、墓前に花束と線香をお供えしました。

その後、墓前祭参加者は焼津市歴史民俗資料館を見学しました。常設の「第五福竜丸コーナー」に加え、被災 70 年特別展「ヤイツ 1954 The year of Fukuryu-Maru」が行われており、職員の方に解説をしていただきながら、ビキニ事件がもたらした被害についてさまざまな角度からの学習を深めることができました。

集会アピール

私たちはきょう、ビキニ事件から 70 年の節目の日を迎えました。

1954 年 3 月 1 日、アメリカによるビキニ環礁での水爆実験によって、「第五福竜丸」をはじめとする日本の漁船が被曝しました。その後、「第五福竜丸」乗組員のひとり、久保山愛吉さんは「原水爆の被害者はわたしを最後にしてほしい」とのことばを残し、原爆症によって亡くなりました。

日本の原水爆禁止運動は、ビキニでの被災の衝撃を契機にして、大きく広がったという歴史的経過を持っています。原水禁は運動の出発点となった被災の実相を再確認し、核廃絶への思いを新たにすため、3 月 1 日、ビキニ・デー全国集会を開催してきました。いっぽう、マーシャル諸島の人びととの交流を継続するなかで、日本だけが核の被害者ではないということを確認し、世界中に存在するさまざまなヒバクシャとの共同を迫

求し、核なき世界をめざしとりくみをすすめてきました。

しかしいま、戦火の続くウクライナやパレスチナでは、核保有国であるロシア、そして事実上の核保有国であるイスラエルが核兵器の使用すらちらつかせています。このままでは戦争のエスカレートから核兵器使用へと一気になだれ込む危険があります。また、そのほかの核保有国も、核弾頭の増強や核兵器の近代化研究を推し進めており、核なき世界と逆行する動きが強まっています。

核保有国や「核の傘」の下にある国々が自らを正当化するために主張する「核抑止力」のもたらした現状はなんでしょうか。かたちを変えつつなお進行する核開発競争と、核保有の拡大です。

ヒバクシャが語る被爆の実相と核廃絶への訴えは世界の人びとの心を揺り動かし、核廃絶を求める声は拡がってきました。核兵器使用をなんとかぎりぎりのところで止めてきた、本当の「抑止力」は、これら被爆の実相に拠って立つ、世界の人びとの運動にほかなりません。このことに確信を持ち、原水禁運動の前進をともに作りだしましょう。

困難な世界情勢であることは確かですが、しかしだからこそ、私たちは「核と人類は共存できない」という立場から、いまこそ、行動しなくてはなりません。

核拡散防止条約（NPT）などの既存の枠組みが、核保有国の思惑に左右され、核を含む軍縮の動きが停滞するなか、拡大を続ける核兵器禁止条約（TPNW）へ注目が集まっています。私たちとしてもTPNWの発展に大いに期待しつつ、また働きかけをすすめるとともに、まずは戦争被爆国である日本政府のあり方を根本的に問い直していく必要があると考えます。岸田首相はただ空疎に「核兵器のない世界」を語るのではなく、現実の行動によって核廃絶に向けた決意を示すべきです。

来年（2025年）は広島・長崎の被爆から80年となります。きょうこの日を起点に、日本政府の方針転換を実現すべく、とりくみを強めていきましょう。ともにがんばりましょう。

2024年3月1日
被災70周年ビキニ・デー全国集会

原水禁運動

1945年のヒロシマ・ナガサキから今年で79年。被爆の実相はアメリカ軍のプレス・コードにより、しばらくの間、報道されることはありませんでした。1954年3月1日、アメリカ軍がマーシャル諸島のビキニ環礁で水爆実験を行いました。その「死の灰」を浴びることでヒバクしたマグロ漁船「第五福竜丸」の乗組員の様子と、水揚げされたマグロが流通したことによって、放射能への不安が高まりました。ヒバクシャを生み出さないことと合わせて、生活者として安心して生活するため、「原水爆を禁止しよう」とする署名活動が全国各地に、瞬く間に広がったことで原水禁運動が始まりました。原水禁運動は生活に密着した問題を解決するために始まり、生活者の視点で積み上げてきた運動であると言えます。その重要な精神は原水禁運動の背骨となり、今日にまで引き継がれています。

1971年の原水禁世界大会にポリネシアから代表団が参加したことを受け、原水禁はミクロネシアに調査団を送り、本格的に世界の核被害者「ヒバクシャ」に目を向けるようになります。「植民地支配」とその考え方が、ヒバクシャを生み出している構図

は、ウラン鉱石を採掘させられていた先住民族ともつながり、絶えず核をめぐる差別的な状況が存在することが、明らかになっています。

国際関係においては、TPNW第6条「被害者支援と環境修復」、第7条「国際協力と援助」で明記されている通り、今後新たなヒバクシャを生み出さないことと合わせて、支援と国際協力の枠組みが大きな論点となっています。被爆者の救済と、その加害責任の追及が、今後の核使用を許さないことにつながるとしてきた原水禁の主張と、相通じる流れが生じています。原水禁は戦争の加害責任をあきらかにするため、「被爆者援護法を国家補償にする」という運動を展開してきました。戦争によって奪われた市民の命や生活を国家補償として責任の所在を明確にすることが、新たな戦争の抑止につながると考えています。

ビキニ・デー集会で、焼津市民のみなさんと静岡の高校生が報告してくれたように、マーシャル諸島現地のみなさんとの交流を図ることでつながりが生まれ、互いの運動を推進するエネルギーの一助となるとりくみが続いています。被爆の実相は二世から三世へと語り継がれ、核なき世界を展望する重要な位置づけとなってきています。そういった観点から原水禁では、コロナ禍等によってしばらく休止していたマーシャル諸島のみなさんとの交流の再開をめざして準備を進めていきます。具体的には2024年の12月を目途に、全国から参加者を募って派遣団を結成し、実際にマーシャル諸島現地を訪れることで交流を図りたいと考えています。夏の原水禁世界大会後には、全国のみなさんに参加をよびかけたいと思いますので、ご協力をお願いします。

「被爆者の救済なくして核廃絶なし・核廃絶なくして被爆者の真の救済はなし」とする原水禁運動は、今回のビキニ・デー集会や夏の原水禁世界大会を一つの契機としながらも、その日常の運動にこそ重要な意味があると考えています。ロシアによるウクライナへの軍事侵攻から戦争状態になり、2年以上が経過しました。ガザ地区においてはイスラエルによる圧倒的な軍事力による攻撃が続いています。他の国でも紛争等によって、多くの市民の命が奪われる状況が続いています。国内においても、政府が進めようとする「戦争のできる国づくり」に歯止めがかからず、沖縄では辺野古新基地建設をめぐる代執行が強行されてしまいました。大変厳しい状況ですが、私たちは決して諦める訳にはいきません。夏の原水禁世界大会では、全国各地で展開されている運動の成果と課題を持ち寄り、未来をどう描くかをみなさんとともに議論を深めたいと考えます。引き続きの積極的なとりくみをお願いします。

（たに まさし、やまもと けいすけ）

〔本の紹介〕

戦雲 いくさふむ

要塞化する沖縄、島々の記録
三上智恵・集英社新書

南西諸島の軍備強化と市民の闘いを追跡し、情報発信を続けている映画監督の三上智恵さんが、昨年スピンオフ（番外編）映像を公開したが、観た人も多いのでは。そして今年、本篇映画が完成し、3月から全国各地で公開される。映画のタイトルは『戦雲（いくさふむ）』。

周知のようにこの10年間、高江、辺野古、与那国、宮古、石垣と日米の軍事基地が、地元住民の声を圧殺しながら作られ続けている。三上さんは南西諸島の実態を全国の人に知らせ、反対の声が多数になれば基地は止められるとの思いから現地取材し続けてきたが、そうはなっていない。「負けていく沖縄を記録する意味。映される人にとってもつらく、カメラを回す方もつらく、見せられる方もつらい映画ってなんだろう？」と煩悶の日々。

「勝ったかどうかじゃない。闘ったか、闘っていないか、それが大事なんだ。それこそが、子や孫へ贈る財産なんだ」というおじいたちの教え、「祈りだけでは平和は来ないけれど、祈りなしには平和は

つかめないのよ」というおばあ言葉について考えながら、三上さんは「この映像が敗北を映し、頑張れなくなった人を映していたとしても、それを受け取った人がまだ頑張れる人たちであれば、映像に記録した意味はある」と自分に活を入れなおし、映画の製作を決意する。

本書は、2017年2月から2023年3月の間、WEBマガジンで発表してきた沖縄撮影日記を編集して書籍にしたもので、三上さんは前作『沖縄スパイ戦史』（2018年）以降、何を目撃し、何を考え、なぜ新しい映画の製作に至っていくのかを読者に語りかけ続ける。現在公開されている映画『戦雲』に込めた思いを言語化したものとも言える。37章が年月順に並べられ、1章ごとにQRコードで無料動画が視聴できるようになっている。確かに見るのもつらい動画もあるが、これを「希望の映像」に変えるのは私たち自身である。

（田中直樹）



WE INSIST!

国に任せられない緊急事態！

2024年は、何千年に一度とも言われる能登半島地震で幕を開けました。地震の最大震度7は、最大級の地震であり最大級の被害が予想され、それ以上の数値には意味がないと言われています。重大な被害が予測されるのにもかかわらず、岸田内閣は、地震被害を甘く見て地震発生から1時間20分もたってから「特定災害対策本部」を設置し、その2時間30分後の20時からやっと対策会議を開催しました。しかし岸田文雄首相は出席しませんでした。その後、被害の重大性に気づき、地震発生から6時間30分たった22時44分になって、ようやく首相が自ら本部長を務める「非常災害対策本部」（以下対策本部）を設置しましたが、最初の会議開催は、翌朝の1月2日9時23分からでした。他の災害時に比べて、初動の遅れが際立ちます。災害対策基本法に基づく災害対策本部は、その段階に応じて軽微なものから順に「特定」「非常」「緊急」と規定されます。内閣府の防災情報では、1963年の「三八豪雪」以降「非常災害対策

本部」は38回設置されており、その内地震に伴うものは10回を数え、東日本大震災が「緊急」とされた他、すべてが「非常」とされています。初動で「特定」とした岸田内閣の判断は、大きな誤りです。能登半島の住民が寒さに震える中、岸田首相は1月4日には報道番組に出席、5日には、経済3団体、連合、時事通信社の新年の集いに出席しています。連合の集いには防災服で現れましたが、林芳正内閣官房長官も同席しました。対策本部は内閣府内に設置されるもので、首相、官房長官の不在はどう考えたらよいでしょうか。きびしく指弾されるべきではないでしょうか。

政府は、3月1日に「非常事態には、国は個別法に規定がない場合でも対策実施を指示できる」とする地方自治法改正案を閣議決定しています。しかし、市民の側から言えば、市町村の職員の方がよほど実態を知り、よほど信頼できると思います。今回の能登半島地震の初動の遅れや実態把握の杜撰さは、政治の傲慢な姿勢を、市民の命の軽視を象徴しています。沖縄辺野古新基地建設でも政府は、地方自治体、地方住民の意思を無視して、建設工事開始の代執行を行いました。私たちの命を預けることができないほど、今の政府は腐敗しています。

（藤本 泰成）